

生命保険会社における情報開示

——ディスクロージャーとコーポレート・ガバナンス——

Information and Disclosure: Control and Regulation in Life Insurance Companies

原 美 香
Mika Hara

要 約

本稿では、生命保険会社を取り巻くリスクから現在の保険事業の問題点を検討している。金融リスクを取り上げ、コーポレート・ガバナンスの視点を踏まえ、生命保険事業における経営課題とこれに対応する管理手法であるディスクロージャーについて、論を展開している。各種のリスクが経営破綻に結びつかないための制度構築上（防止対応策）の重要性を検討した。対応策としては各種準備金やソルベンシー・マージン規制、ALM の強化、時価評価、執行役制度、監査役制度の強化、連結会計など各種の手法がある。その中で、ディスクロージャーの強化を取り上げている。ディスクロージャーの強化が市場経済においては、情報システムをまともなものに仕上げる上での必須要件であるからであり、その重要性を検討した。

キーワード：リスク、逆ざや、コーポレート・ガバナンス、組織・組織管理、情報開示、ディスクロージャー、ソルベンシー・マージン

目 次

はじめに	第3章 生命保険会社のディスクロージャー
第1章 リスク	むすび
第2章 生命保険会社のコーポレート・ガバナンス	

はじめに

日本経済が順調に成長してきた高度経済成長過程の中で生命保険事業の果たす役割は確実に大きな存在となってきた¹⁾。80年代末は生保の資産規模は拡大し、金融市場への影響力は強力になり、「1994年度におけるわが国の生命保険会社全社の保有契約高合計は約2097兆7千億円であり、収入保険料の合計は約30兆5千億円である。また、同年

度末における総資産の合計は約178兆円である」²⁾。このように生命保険事業は、相互扶助の保険制度として国民生活に浸透すると同時に、金融機関として経済・金融に大きな役割を果たすようになってきた。

ところがバブル崩壊以降、金融機関は一大転換期を迎える、生命保険文化センターの生命保険ファクトブックによると、バブル期を境に90年以降景気低迷を反映し解約・失効が増加している。平成8年以降、保険審議会を中心とした保険制度改革は、規制緩和や金融の自由化を推進し、競争の促

1) (株)住友生命総合研究所編『ゼミナール 日本の生命保険会社』(東洋経済新報社、1992年) 33頁。生保の総資産は1989年末には116兆1597億円となり、初めて100兆円を突破した。80年度末に26兆2378億円であったことを思うと、実に4.4倍に膨れ上がった勘定である。この間、国民所得が1.5倍、全国銀行の総資産が2.8倍の増加にとどまったことと比べると、生命保険業の資産規模が急拡大したことがうかがえる。

2) 宮道潔『リスクマネジメントと保険』(税務経理協会、1996年) 146頁。
(社)生命保険協会『季刊生命保険事業統計』(平成7年7~9月号)に基づいて作成した資料である。

表 I 破綻事例

会社名	破綻時期	破綻処理の形態
日産生命保険相互会社	平成10年4月25日	大蔵省は業務の一部停止を命令
東邦生命保険相互会社	平成11年6月4日	金融監督庁は業務一部停止命令を発動
第百生命保険相互会社	平成12年6月1日	金融監督庁は業務一部停止命令を発動
大正生命保険株式会社	平成12年8月28日	金融庁は業務の一部停止命令を発動
千代田生命保険相互会社	平成12年10月9日	東京地裁に更生特例法適用申請
協栄生命保険株式会社	平成12年10月20日	東京地裁に更生特例法適用申請
東京生命保険相互会社	平成13年3月23日	東京地裁に更生特例法適用申請

(資料) 帝国データバンク資料より作成

進および事業の効率化と公正な事業運営を求めている。保険審議会では「算定会の改革等、自由化措置」「業界間の参入促進」「持株会社制度の導入」「銀行等による保険販売」「トレーディング勘定への時価評価の適用」について審議を重ね、「保険業のあり方の見直しについて」にまとめた。また生・損保の子会社形態による相互参入やソルベンシー・マージン基準、保険契約者保護基金などに関する規定も設けられた³⁾。平成7年(1995年)の保険業法改正は、昭和14年以来の大改正で、相互会社制度の改革として相互会社から株式会社への組織変更に関する規定が新設された。また、独占禁止法の改正により持株会社は、事業支配力が過度に集中することとなる場合をのぞき原則解禁となり、金融持株会社の出現に至っている。金融ビッグバンによる各種規制緩和や競争激化の現状をかんがみ、競争力維持や増大のために自己資本の充実を図ることが必要となってきており、保険会社の組織形態としては、株式会社形態が出現してきた。これらの規制緩和による自由化の波がそれまで護送船団方式によって守られてきた生命保険業界にかつてない競争をもたらしたのである。それまで横並びだった業界は独自の生き残りをかけた再編に乗り出したのである。

生命保険会社の株式会社化を意識しながら、生命保険会社特有の会社形態である相互会社と、株式会社における相違が、保険事業においてどのような影響があるのだろうか。現在のところわが国において大手生命保険会社は、相互会社形態である。世界的な流れからすると特殊ともとれる傾向には何が潜んでいるのであろうか。生命保険市場

の構造変化や逆ざや問題、生命保険会社の情報開示を取り上げる中、生命保険会社のコーポレート・ガバナンスに関する問題点も考察していきたい。企業組織や組織のガバナンス、ディスクロージャーに触れながら論を展開し考察をすすめていく。

第1章 リスク

1.1 生命保険会社と生命保険市場構造の変化

日本の生命保険事業は平成13年度の保有契約高が1734兆円となり、同年度における収入総額は41兆円である⁴⁾。生命保険事業は、我が国において重要な地位を占めており、相互扶助の精神に基づき公的な保障と並んで私的保障の制度として定着しており、国民の91.8%の保険加入率をみてもわかるとおり国民生活に深く浸透している⁵⁾。同時に金融機関として金融仲介機能の役割を果たしていることができるであろう。ところが、長引く不況の中、生命保険会社は超低金利に悩まされ続けており、その経営は生命保険会社を取り巻く金融環境が長期にわたって低迷することを予想できず、きわめて厳しい状況にある。

現在、保険業界は多額の逆ざやで経営の悪化が急速に進んでいる。それに追い討ちをかけるような経済の悪化、特に株式市場の低迷は生命保険会社の体力を低下させる要因になっている。多数の生命保険会社は経営不振に陥っており、財務上の

4) 2002年版 生命保険ファクトブック PDF ファイルダウンロード 14-26頁参照、生命保険協会ホームページ (<http://www.seijo.or.jp/>, 2002.10.5現在) 参照。保有契約高は平成8年がピークで2175兆円である。

5) 2001年版 生命保険ファクトブック PDF ファイルダウンロード第5章生命保険と生活保障～平成12年度「生命保険に関する全国実態調査」より～48頁参照、(http://www.jili.or.jp/NWtx/f_news01.html, 2002.6.1現在) を参照。

3) 西村周三『保険と年金の経済学』(名古屋大学出版会, 2000年) 155-156頁参照。

問題を数多く抱えている。平成10年の日産生命保険の破綻（表I）をきっかけにいくつかの生命保険会社が破綻し、他の資本を受け入れ企業買収に応じている。生き残った生命保険会社も企業の存続をかけ、資本増強のための提携や合併を進め、企業の経営基盤強化安定を模索している。

生命保険会社は、契約者から保険料を徴収し、払い込まれた保険料を共通準備財産として安全かつ有利に運用する。安全かつ有利に運用されてこそ、生命保険会社の収支構造は保たれ、保険本来の保険機能（保障機能・貯蓄機能等）を遂行することができ、将来の保険金の支払に備えることができる。生命保険会社の資産運用は、保険の本来の意味合いや保険商品の長期的特徴等から様々な原則⁶⁾に沿って行われ、保険契約者保護の観点から保険業法上の制限が設けられている⁷⁾。生命保険事業は保険契約という長期にわたる保険商品を販売している性質上、理想的には安全性を考慮し予定利率を低めに設定し、予定利率を上回った部分を配当として還元する仕組みになっているはずである。実際は保険商品ごとに、予定死亡率、予定利率、予定事業費率の3要素を予測し、これらから3つの差益である死差益、利差益、費差益を保険契約者に還元する仕組みになっている。日本の生命保険会社の相次ぐ破綻は、生命保険会社を取り巻く金融環境の急激な変化に生命保険会社自身が適応できなかった結果であり、生命保険会社の収支構造の変化として継続している。適応不能になった最大の原因是、3差益となるはずであった利差益の大幅な落ち込みである。言い換えると生命保険会社の運用収益率の大幅な落ち込みが生命保険会社破綻の最大の原因である。つまり運用

6) 亀井利明『保険総論－リスクマネジメントと保険の理論－』（同文館、1987年）190-191頁。

7) 安全性の原則、収益性の原則、流動性の原則、公共性の原則など。

7) 資産運用についての規制は、保険業法施行規則第47条および第48条で資産の運用制限が定められている。また保険契約者保護の観点から総資産に対して一定の割合を超えての資産運用を行うことができないとされている。つまり有価証券（証券取引法第2条第1項に規定する有価証券、同条第2項の規定により有価証券とみなされるもの及び同法第108条の2第3項の規定により国債証券又は外国債証券とみなされる標準物をいう。）の取得（第3号及び第9号に該当するものを除く。）、不動産の取得、金銭債権の取得、金地金の取得、金銭の貸付け、有価証券の貸付け、預金または貯金、金銭・金銭債権・有価証券・不動産等の信託などである。

収益の悪化が利差益の減少につながり、生命保険会社を悩ます逆ざや問題の原因となったのである。この逆ざやの累積は生命保険会社の体力を消耗させ、生命保険市場の致命的な構造上の変化をもたらした。

1.2. 予定利率引き下げ問題

前述のような深刻な問題を抱える中、「予定利率下げへ法改正・生保の逆ざや解消・金融庁方針契約者の保険減額」の見出して、金融庁は生命保険会社が契約者に約束した運用利回り（予定利率）の引き下げを認める方針を決めた⁸⁾。この方針は高水準の予定利率に実際の運用成果が達しない「逆ざや」で生保は毎年多額の穴埋め損失を計上しており、これを解消して経営危機を未然に防ぐのが目的である。予定利率の引き下げは現行制度では生保が更生特例法の適用を申請するなど破綻した時にしか認められていないが、新制度⁹⁾では破綻しなくても引き下げる認めたこととなる。破綻前に予定利率を下げる生保の損失がそれ以上に膨らまないため保険金削減などで契約者が被る損失を小さくすることも期待できる。生保は業務内容改善計画の提出後、相互会社では契約者の代表で構成する総代会、株式会社では株主総

8) 『日本経済新聞』2002年11月25日。

9) 引き下げの対象になるのはバブル期に獲得した高い予定利率の契約が中心。生保は「逆ざや」を穴埋めするために主要十社だけで毎年一兆円を超える損失を計上している。今取り扱っている商品は予定利率が1%前後と低く、逆ざや状態にはないため、引き下げの対象外とする。新制度は、解約状況や資産の痛み度合いなどをもとに生保の中期的な収益見通しを金融庁が審査。中期的に保険金支払いに不安がある生保は予定利率の引き下げを含む業務内容の改善計画の提出を求める案が有力だ。許可までの間に総代以外のすべての契約者にも引き下げる是非の確認手続きを検討する。契約者が予定利率下げによる保険金削減を心配して解約に走れば破たんを防ぐための新制度がかえって経営を圧迫しかねない。そこで金融庁は予定利率引き下げ計画の提出から許可までの間は解約を停止する事を検討している。（契約者が動搖し急激な資金流失が起きるのを防ぐため解約を一定期間制限する。）許可後も解約時に払い戻す金額を一定期間減らすなど解約を制限する可能性がある。

9) 『日本経済新聞』2003年8月24日。改正保険業法が同日施行され生命保険会社が契約者に約束した運用利回り（予定利率）を破綻前でも引き下げるようになつた。金融庁は生保の破綻を防ぐ危機管理策と説明し、金融担当者は経営の一つの選択肢ということに尽きると指摘する。保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合に経営の悪い生保が申請。予定利率引き下げの下限を3%と政令で定めた。

会の特別決議を開いて予定利率の引き下げを仮決定し、金融庁が許可すると、予定利率を引き下げる事になる。手続き上で問題となっていた保険契約者による解約申し出防止策は、金融庁が予定利率引き下げ計画の提出から許可までの間は解約を停止する命令を発動し、契約者が動搖し急激な資金流失が起きるのを防ぐため、解約を一定期間制限する事となった（許可後も解約時に払い戻す金額を一定期間減らすなど解約を制限する可能性がある。）。

新制度に対する批判としては、2つの点があげられる。第1に、「破綻処理制度としての保険会社更生手続きと比べて公正・公平性および透明性に欠け保険契約者保護上問題があるということ、第2には、この制度が破綻処理手続のような裁判所や監督当局の監督下で強制的に進められるものと異なり、保険会社の自主的手続という性格をもつにとどまるので、制度を作っても実際に使えるかは疑問である」¹⁰⁾というものである。

第1の批判の前提は、財務に関する監督基準を強化したうえで早期に保険会社更生手続きによる破綻処理をし、経営者の責任追求や基金拠出者の負担が法的に保障されるなどのメリットはあるが、保険業の継続が困難であるということから早期発動には限界があり、また、更生手続きでは破綻を前提に企業価値を評価するため保険契約者の過大な損失があると考えられている¹¹⁾。しかし、破綻処理制度としての保険会社更生手続きによる処理だけでは限界があると考えられる。

第2の批判に対しては改正法の限界を認めている。それは、新制度があくまでも破綻処理ではなく自主的な制度として位置づけられる限り、はたして保険会社が申し出るのか疑問であり、結局は傷を大きくすることになるのではないかと考えられており、保険業の継続が困難となる蓋然性が高いことという手続き開始上のガイドライン整備を示唆しているが、実際はそのような機械的な基準とはなり得ない性質のものであろうと考えるからである¹²⁾。

10) 山下友信「生命保険の予定利率引下げ制度の新設をめぐって」『企業会計』Vol.55No.9（中央経済社、2003年）2-3頁。

11) 山下友信 前掲・注（10）。

12) 山下友信 前掲・注（10）。

私見では、これまでの更生特例法では更生手続きしか生保破綻危機に対応することができなかつたため新制度の導入には賛成である。しかし、制度利用を可能にしただけで実際の活用ができるか否かは疑問の多いところである。保険契約者に多大な損失をあたえる制度であるだけに、保険会社自身が制度の導入を決定する勇気があるとは思えない。

契約者が予定利率下げによる保険金削減を心配して解約に走れば破綻を防ぐための新制度がかえって経営を圧迫しかねない。したがって、生命保険会社は予定利率引き下げの手続きが円滑に行われ生保の破綻が食い止められる可能性と、保険金削減等を迫られるなどの信用不安が高まり顧客離れから経営悪化に陥る可能性とを考慮し、どのような選択をしなければならないかの経営判断が必要となる。

1.3. 生命保険会社の資産運用

生命保険会社の資産は、その大部分が将来の保険金支払いのための責任準備金¹³⁾に対応している。また、生保資金の特質が、長期的性格をもち、保険契約者の信託財産的な性格をもち、収益性を追求する性格をもち、公共的性格が強い事から、生命保険会社における資産運用は、保険契約者の払い込み保険料を基に安全かつ有利に運用することが必要であり、生命保険商品の特性を考慮して4つの運用原則（安全性の原則、収益性の原則、流動性の原則、公共性の原則）に基づいて運用されている¹⁴⁾。生命保険の資産の運用は、保険契約者

13) 社団法人生命保険協会「資産の運用」（2000年）11-12頁。
生保資金の構成を見ると、基金（株式会社の場合は資本金）、剰余金等から構成される自己資本と、保険契約準備金を中心とする他人資本に大別されるが、他人資本が圧倒的割合を占めている。他人資本の大部分は保険契約準備金であり、責任準備金、社員配当準備金（契約者配当準備金）、支払準備金が含まれ、自己資本には、基金（資本金）、諸積立金、剰余金などにより構成されている。責任準備金（policy reserve）は保険契約上の義務を果たし得るために積み立てられるもので、将来の保険金支払いなどに充当するための保険料積立金と1事業年度中に収納した保険料のうち次年度以降の収入に属する部分である未経過保険料及び危険準備金から成る。

保険業法116条（責任準備金）、同施行規則第69条第1項では、「保険料積立金」「未経過保険料」「危険準備金」に区分して積み立てることとしている。

14) 安全性と収益性については、健全性と換言することができるであろう。

保護の観点から、将来の支払いを確実にするためにその運用に関しては、特に安全性に配慮し、より多くの運用収益を確保することに力を注いでいる。

生命保険会社の資産運用の中で大きな割合を占めるのは、貸付金・公社債・株式投資を中心とする有価証券である。それらのうち、有価証券の占める割合が多く、有価証券の評価による影響が比較的大きい¹⁵⁾。

貸付金の占める割合は、1965年では61.9%であり、1997年では、33.4%であった。それに比べ有価証券の占める割合は、1965年の24.0%から50.0%に増加している。これは、貸付金から有価証券へと資産運用傾向の変更があったと考えられるし、貸付金利の低下が原因であるとも考えられる。

有価証券の総資産に占める割合は、1960年代から1970年代では、20%台、1980年代では30%台、1990年代では、40%台から50%台というように増加傾向にある¹⁶⁾。しかし、有価証券に占める株式の割合は、減少傾向にある¹⁷⁾。原因の一つには、株式の含み益の減少と公社債の増加¹⁸⁾にあると考えられる。

株式について少し触れておくと、生命保険会社においては、以前から保険業法で株式の評価の特例として制度的に時価評価が認められてきている。保険業法第112条（株式の評価の特例）において、保険会社は、その所有する株式のうち市場価格のあるもの（第118条第1項に規定する特別勘定に属するものとして経理されたものを除く。以下この項において同じ。）の時価が、当該株式の取得

15) 永野則雄『会計記事がわかる財務諸表論〔第2版〕』（白桃書房、2000年）参照。

星野一郎『会計政策の法則－会計行動の特性と背景－』（同文館、1999年）193-278頁参照。

星野一郎『金融危機の会計的研究－米国S&L危機と時価評価－』（同文館、1998年）参照。

16) 生命保険文化センター『生命保険ファクトブック1998年版』94頁参照。

17) 生命保険文化センター 前掲・注(16) 96頁参照。株式の減少は、企業業績の悪化と株価の低迷により、相対的に株式による資産運用に対してインカム・ゲイン、キャピタル・ゲインが期待できなくなっていることと、低価法を採用している場合、運用利率を上げるために評価損を相殺する目的で、含み益のある有価証券を売却して益出しを行っていることが挙げられる。

18) 公社債は、確定利付きであり株式と比較すると安全性が高く、長期にわたり安定的なインカム・ゲインを獲得できるため、保険契約の長期性に合致している。

価格を超えるときは、商法第285条の6¹⁹⁾第1項及び第2項（株式の評価）（第59条第1項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、当該株式について取得価格を超え時価を超えない価格を付すことができる。また保険業法第112条結果生じる評価益は保険契約者配当準備金に繰り入れられ、評価益が保険契約者への配当の財源となることが特色である。なお保険業法第119条は、平成11年商法改正および「金融商品に係る会計基準」²⁰⁾の設定で市場価格のある金融資産に商法上時価評価が認められたことに伴い、廃止されている。

生命保険会社の資産運用は、将来の支払いを確実にするためにその運用に関しては、規制を設け、特に安全性に配慮し、より多くの運用収益を確保することに力を注いできたはずである。バブル崩壊による含み益の激減と円高進行による巨額の為替差損の発生という資産内容の悪化に加え、市場金利が大きく低下したことから、高予定期率の保証は不可能に近い。新契約の予定期率は、年々引き下げ傾向にあるが、保険契約の長期性により既存の高予定期率は急激には減少しない。したがって、市場金利（運用利回り）が平均予定期率を下回るという逆ざや傾向が続いている²¹⁾。逆ざやは、2003年11月28日現在主要10社でなお年一兆円を超し²²⁾、その深刻さがうかがえる。予定期率の高い保険に加入している契約者は保険契約の継続を望む傾向にあり、逆ざやの負担は改善されない。格付投資情報センターでは「目先の運用収益獲得を意識し、本格的な逆ざや対策には手がつけられない」²³⁾との指摘もある。資産運用失敗の結果として、生命保険会社の経営基盤を弱体化させている。生命保険会社の資産運用の構造的变化が、貸付金の動向や有価証券保有の動向を通じて表面化し、生命保険市場の構造変化²⁴⁾と相まって、生

19) 商法285条の6は平成14年改正で削除され、商法施行規則改正案32条に移行している。

20) 1998年6月「金融商品の会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」公表、1999年1月「金融商品の会計基準に関する意見書」公表、2000年有価証券時価評価の決算適用開始。

21) 古瀬政敏『生命保険ビックバン』（東洋経済新報社、1997年）131-148頁。

22) 『日本経済新聞』2003年11月28日。

23) 前掲・注(22)。

24) 古瀬政敏 前掲・注(21) 131-148頁。

命保険会社の収支の構造的变化に影響を与えてい
る」と考える。

1.4. 金融リスク

保険とは、その語源である「危険に対する保障」に対処する最も合理的な方法であり、技術である²⁵⁾と考えられている。保険は、金銭的な側面や法律的な側面から定義することもでき²⁶⁾、「保険制度は、大数の法則 (law of large numbers; Gesetz der grossen Zahl; loi des grands nombres) をその数理的基礎としている」²⁷⁾。つまり、様々なリスクの発生率は個々の事例について不定であるが、統計的な数値をもちいれば一定の数値を示すこととなるからである。「「保険」とは何かを定義する法規定は存在しないが、一般的に言うならば、同様の危険にさらされた多数の経済主体が金銭を拠出して共同の資金備蓄を形成し、各経済主体が現に経済不利益を被ったときにそこから支払をうけるという形で不測の事態に備える制度が「保険」であるということになる」²⁸⁾。このように保険はリスク回避の手段として活用されており、その保険を取り扱っているのが金融機関である保険会社である。リスク回避を行うことにより、より多くのリスクの集中が発生するのである。したがって、リスクが集中することになる金融機関は、常にリスクの回避策をとらねばならないと考える。

近年の生命保険会社の破綻等にみられる運用收益率の変動や急激な金融環境の変化は、生命保険会社を取り巻くリスクといってよいであろう。このリスクを金融リスク²⁹⁾と呼び、金融機関には様々なリスクがある。

生命保険会社は保険商品設計において予定利率の設定と配当支払いに関連する生命保険会社特有の金融リスクをもっている。保険料算定にあたってはあくまでも予想保険料率を使用することにな

るため、予定した利率と実際の運用收益率が一致しない可能性を常に抱えている。運用成果が予定利率よりも上回っていれば配当として保険契約者に還元するが、その逆であれば追加保険料を徴収することができず資産運用上大きな問題を抱えることになる。つまり、予定利率設定が生命保険会社の資産運用に多大な影響を与え、逆ぎや問題に発展することになるのである。さらに、この事柄は、予定利率設定における金融リスクがさらなるリスクを増大させる要因になっていることを示している。「生命保険会社が予定利率を高く設定すればするほど、生命保険会社はリスク資産への分配比率を高める」³⁰⁾傾向にあり、予定利率を高く設定すればするほど保険料は安くなり保険料収入は全体として少なくなる。そのため資産運用に当たってはリスクの認識が低くなるのでリスク資産への分配比率が高まるのである。このようにリスクは次のリスクを引き起こすのである。

生命保険会社は金融リスクに対して適切に対応することが重要であり、リスク回避の手段としてどのような方法をとるかが問題である。リスク回避策は経営判断にゆだねられるところが大きい。大きな意味で、業界間参入、持株会社制度導入、損保の子会社形態による相互参入、株式会社化、金融持株会社等は、金融リスク回避手段である。生命保険会社の破綻という最悪の状態に陥らないために金融リスクマネジメントが必要であり、リスク管理が必要である。金融リスク集中と増大によりこの危険性が増している現状を考え合わせると、金融リスクマネジメント、リスク管理、リスク管理システムの再構築が急がれる。

次章では金融リスク回避策としてリスク管理システムについて論を展開する。リスク管理については、生命保険会社の経営や組織のあり方、生命保険会社の組織形態である相互会社と株式会社の分析、企業形態が企業のコーポレート・ガバナンスに与える影響等から論を展開していきたい。

25) 柴田忠男『生命保険』(晃洋書房、1992年) 9頁。

26) マーク S. ドーフマン『ドーフマン保険入門』(成文堂、1993年) 1頁。保険はその数学的背景を理解することも必要である。

27) 広海幸一『保険論』(中央経済社、1985年) 7頁。

28) 山下友信・竹濱修・洲崎博史・山本哲夫『保険法』(有斐閣、1999年) 2頁。

29) 小川英治監修 生命保険文化研究所『生命保険会社の金融リスク管理戦略』(東洋経済新報社、2000年) 232-237頁。

30) 小川英治 前掲・注(29) 12頁。また配当支払いが資産運用に影響をあたえており初期の配当支払いを高めると生命保険会社はリスク資産への配分比率を高める。相対的に小さな繰越金の運用に対するリスク認識は低くなるからである。(13頁)

第2章 生命保険会社のコーポレート・ガバナンス

2.1. 相互会社形態の生命保険

生命保険会社の会社形態がコーポレート・ガバナンスに与える影響について、まず保険会社特有の会社形態である相互会社について考察する。

生命保険会社は、その営業を営むに当たり保険業法第6条において保険事業は株式会社または相互会社でなければ営むことができないとされている。1900年に保険業法を制定施行し、保険事業は国の免許事業とされ、保険事業を営むことができるのは株式会社と相互会社に限定し他の事業との兼業はもちろんのこと、生命保険事業と損害保険事業の兼業も禁止された³¹⁾。1902年には、我が国最初の相互会社が設立され、第一次世界大戦による好景気にささえられ新しい保険会社の設立が続いた³²⁾。「1947年には、新勘定を母体に第二会社が続々と設立された。この際、GHQ（総司令部）の意向を反映し、一社を除いて、全て相互会社として発足した」³³⁾。戦後の長い間、大手生保を中心とする相互会社主導の生保市場が形成されてきた。こうした相互会社化の背景には相互主義の理想である社員自治に基づいた民主的な会社運営への憧憬があった³⁴⁾のではないかと考える。我が国において、大手生保を中心に相互会社形態の生命保険会社が多い³⁵⁾のは、前述の経緯によるところが大きい。

相互会社は、保険業法により保険会社にだけ認められた会社形態であり、保険の相互扶助という

31) 青谷和夫監修『コンメンタール保険業法（上）』（千倉書房、1974年）32-33頁。現在は兼業等生損保の業界間の参入はむしろ促進されている。

32) 宮道潔 前掲・注（2）72頁。日本における最初の相互会社は、1902年に設立された第一生命である。

33) 宮道潔 前掲・注（2）74頁。生命保険会社はその形態を株式会社から相互会社へと変えてきた。

34) 田中周二『生保の株式会社化』（東洋経済新報社、2002年）3頁。

35) 宇野典昭「保険会社法研究会報告の掲載にあたって」文研論集110号（1995年3月）164頁。生命保険大国を支えるわが国の生命保険会社は外国生命保険事業者を含めて当時31社あり、そのうちの16社が相互会社である。また生命保険事業に占める相互会社の事業規模が極めて大きく生命保険事業全体に占める相互会社の割合が平成5年度末で個人保険、団体保険の保有契約高では93.3%，総資産で92.5%収入保険料では90.9%にのぼり日本の生命保険契約のほとんどが相互会社によって引き受けられていた。

理念にもとづき保険契約を結んだ顧客（契約者）がその保険会社の社員になるというかたちをとっている。相互会社では契約者が会社の所有者となる。相互会社（mutual company, mutual office）とは、「その構成員たる社員相互の保険を行うことをその存立の目的とする社団法人であって、営利法人にも公益法人にも属さず、協同組合や相互組合などとともに、中性法人または中間法人ないしは第三種法人に属する」³⁶⁾。つまり相互会社は社員が相互に保険を行うことを目的とする法人で、理想的には「保険加入者が社団の構成員となって、それら保険加入者相互の保険を行うことを目的とする社団法人（相互会社）を作り、この法人が保険者となって保険を引き受ける仕組みを、相互保険と言う」³⁷⁾保険を構成員にのみ提供している。相互会社では保険契約者が保険料を集めてそれを運用し、一定期間が過ぎれば諸経費を差し引かれた差額を社員配当として払い戻される。相互会社では実費の保険給付のみの資金だけを必要としている実費主義の原則の上に成り立っている。理想的な相互会社は、社員自治と実費原則という特徴を持っている。

相互会社の社員とは、相互会社という特殊な社団法人の構成員をいい³⁸⁾、社員は一方において保険事業を営む経営主体である相互会社の構成員であり、他方において相互会社を保険者として保険せられる相手であり、相互会社を保険者として保険保護を受ける相手方でもある³⁹⁾。「ある相互会社の社員でなくしてその会社の保険に加入するということはありえず、また逆に、ある相互会社の社員であってその会社の保険に加入しないということはみとめられない」⁴⁰⁾とあり、「ある相互会社の社員であることとその会社の保険加入者であることとは互いに条件づけられる関係にあり」⁴¹⁾、絶対必要条件を充たすものである。これが、相互会社の相互保険制度であり、相互会社の保険制度

36) 広海幸一 前掲・注（27）87頁。山下友信他 前掲・注（28）33頁参照。

37) 山下友信他 前掲・注（28）13頁。

38) 広海幸一 前掲・注（27）89頁。

大森忠夫『保険法〔補訂版〕』法律学全集31（有斐閣、1987年）351頁。

39) 広海幸一 前掲・注（27）89頁。

40) 大森忠夫 前掲・注（38）351頁。

41) 大森忠夫 前掲・注（38）351頁。

の特徴を良く現している。相互会社の構成員たる社員は、相互会社から保険保護の提供を受ける者であり、相互会社から保険保護を受けること以外の目的を持つ社員は存在しない⁴²⁾。つまり、株式会社の株主のような会社の事業により生じた利益の分配を受けることを目的とした社員は存在し得ないのである⁴³⁾。相互会社においては、会社剰余金の分配に関する所有者と保険契約者間の利益相反の回避が可能といえるであろう。しかし、所有者と保険契約者が同一であることは、株式会社制度が有する経営へのチェック機能を放棄することになる。生命保険会社における会社形態がコーポレート・ガバナンスに与える影響を考察する上で、相互会社のメリットである利益相反の回避と株式会社のメリットである経営チェック機能とのトレード・オフの関係をどう考えるかが重要である。

また一方で、相互会社は経済実質的には株式会社に近い存在になっている⁴⁴⁾。このことは、相互会社による保険事業と株式会社による保険事業に関して、「①保険者と保険契約者の間に存在する保険関係にかかる経済面の実態や、②いわゆる保険の販売活動や資産運用等の営業活動の実態を比較した場合に、実際問題としてほとんど差異を見出すことが困難であるからである。」⁴⁵⁾このよ

42) 山下友信監修『相互会社法の現代的課題』財団法人矢野恒太記念会編(財団法人矢野恒太記念会、1988年) 13頁。

43) 大森忠夫 前掲・注(38) 351-354頁。山下友信監修前掲・注(42) 13頁。

付保者である社員に対しては剰余金の分配がなされるが、それは株式会社における利益配当とは本質的を異にするものと考えられている。相互会社の社員でなくして相互会社から保険保護の提供を受けることはできない。相互会社の社員でないものに保険保護を提供するために締結される契約を非社員契約というとして、非社員契約は有効には締結しえないということになる。その理由は、非社員契約にかかる事業の危険が社員に転嫁されることは望ましくないということにあり、もっとも非社員契約を認めてよいのではないかということが、戦後、生命保険契約の導入に際して議論された。しかし、結果としては、非社員契約は不可能ということで、その代わりに無配当社員という形の特殊な剰余金分配請求権をもたない社員の地位の創設という見解がとられて今日に至っている。

大森忠夫 前掲・注(38) 351-354頁。

野津務『相互保険の研究—特に其の法的性質を中心として』(1935、再版1965) 259頁。

糸川厚生 森部高英「生命保険相互会社と無配当保険(ドイツ相互保険会社形態との対比において)」生命保険経営(1969年) 37巻6号11頁以下参照。

44) 広海幸一 前掲・注(27) 87頁。

45) 広海幸一 前掲・注(27) 87頁。

うに保険事業に関しては、相互会社と株式会社にたいした差はない。もっとも、法律上の違いはあるにしても保険加入者にとっては相互会社と株式会社の形態の差が実務上そこまであるとは考えられない点は問題であると考える。

相互会社における社員自治と実費原則が理想と現実ではかなり差がでてきたことが今日の相互会社を巡る問題の一つであるといえる。実際問題、相互会社の契約者は社員という意識を持っていないのが現実のように思える。このような社員意識の低下が相互会社のコーポレート・ガバナンスの機能が働いていない原因の一つとしてとり上げることができる。

(表II) ※会社組織面からの比較

	相互会社	株式会社
形態	営利も公益も目的としない中間法人	商法に基づいて設立された営利法人
資本	拠出者が出資する基金	株主が出資する資本金
資本調達	基金増額で外部から調達 利息を付けて返済する義務あり	増資による外部調達が可能 返済の義務がない
構成員	保険契約者	株主
意思決定機関	社員総会または総代会	株主総会
業務執行機関	取締役会	取締役会
会計監査機関	監査役	監査役
事業損益の帰属	社員(保険契約者)	株主

(表III) ※会社経営面からの比較

	相互会社	株式会社
買収リスク	なし	あり
川上持株会社	不可	可能
投資家への情報開示	不要	必要
契約者と会社所有者利益相反	可能性なし	可能性あり
無配当保険に関する制限	あり	なし

(資料) 庭田範明 『保険経営学』(有斐閣 1992年1月30日) 205頁参照にて作成。

2.2. コーポレート・ガバナンス

広義でコーポレート・ガバナンスという場合は、公開会社のステーク・ホルダー(株主、取引先、

従業員、地域住民等) の利益を、制度上どう位置づけるべきかを問題とする⁴⁶⁾。

大規模公開会社の場合会社の経営は、商法その他の法令に従いつつ、会社ないし株主の利益の最大化を目指してなされるべきであるが、所有と支配の分離が指摘される状況の下で、取締役がその目的から外れることのないよう、どのようにして取締役の行動を監視し規律するかということが、永遠の課題となっている。そこで望ましい会社の運営を確保するために、「会社経営の監視は、①会社経営が商法その他の各種法令を遵守してなされるよう監視すること（適法性の監視）と②会社経営が会社ないし株主の利益の最大化のために効率的になされるよう監視すること（効率性の監視）を目的」⁴⁷⁾としている。そして、経営者を監視・監督する会社法上の仕組みとして、株主および株主総会による監視、会社経営の執行機関である取締役会による監視、監査・監督の機関である監査役ないし監査役会による監視に大別される。

生命保険会社のガバナンスについては、所有者・経営者・保険契約者の3つの利害関係者が存在し、「できるだけ安い保険料で、確実に保険金が支払われる」という保険契約者の最低限のニーズを満たすということに対し疑問が生じ、株式会社形態のものについては、上記のような経営の監視体制をとることは可能であるが、相互会社形態のものについては、「相互会社形態が多い生保会社のガバナンスは不十分」との批判が高まっている。そこで、一般の株式会社と同様、相互会社形態の生保会社のガバナンスが、従来にも増して重要な問題として認識されるに至っている。

相互会社形態の生保会社のガバナンスを考えてみると、その前提として、ガバナンスを確実に推進していく上で、生保会社自身による①「経営管理のためのインフラ整備」(区分計理、会計基準、リスク管理など)と、②保険契約者への「ディスクロージャーの充実」が不可欠である。ディスクロージャーの充実はコーポレート・ガバナンスと深く関わっているのである。株主の存在しない生

46) 江頭憲治郎「コーポレート・ガバナンスに関する諸課題」生命保険論集No.143(2003年6月)2頁。

47) 片木晴彦他『会社法1〔第4版〕』(有斐閣, 2003年)17頁。

命保険相互会社のガバナンスを実効あるものにするためには、契約者代表訴訟が単独で可能になったとはいっても、保険契約者(社員)だけでは無理であり、「経営監視機構の充実」と、「行政監督の枠組み整備」が緊急の課題と考えられる。

まず、「経営監視機構の充実」については、①一般の株式会社と同様、取締役会の改革(社外取締役の選任)、②監査役(監査法人)と、保険会社に特有の保険計理人の役割強化、③「総代会の一層の充実」などが求められる。

次に、「行政の役割」については、従来のいわゆる裁量的行政に代わって、透明なルールづくりが求められている。(行政改革といつても、必要な人員と予算は投入すべきである。)そこで、①ソルベンシーマージン⁴⁸⁾基準に基づく早期は正措置(監督命令)と、②破綻に至った場合の受け皿(4,000億円を限度とする、保険契約者保護機構)が準備されたのである。

一方、健全性(ソルベンシー)確保を目的として、1996年の保険業法改正で、剩余に対する内部留保の割合が引き上げられた(10%以下から20%以下へ)。実態的にも、剩余の殆どを配当していた状況から、20%近い内部留保を行うように転換してきている。従来、契約者の「配当平準化」期待や、会社全体への恒久的貢献を行う意味で、剩

48) ソルベンシーマージン(solvency margin)とは、「支払余力」を意味し、生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できる。しかし、環境の変化などによって予想もしない出来事が起こる場合(大災害や株の大暴落など)通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシーマージン比率である。この比率は経営の健全性を示す一つの指標ではあるが、この比率だけをとらえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではない。生命保険会社のソルベンシーマージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期に経営の健全性の回復を図るために措置がとられことになる。ソルベンシーマージンとは、責任準備金を超えて保有する支払い余力のことで、具体的には資本勘定、価格変動準備金、危険準備金等の内部留保項目で構成される。生命保険会社が直面する諸リスクを定量化してこれを分母とし、これらの諸リスクに備えるためのバッファーとしてのソルベンシーマージンを分子としたものがソルベンシーマージン比率である。

社団法人生命保険協会「資産の運用」(2000年)23-24頁。金融商品販売法、資産の流動化に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律等。

漆田春彦「ソルベンシーマージン基準と保険経営」『金融ジャーナル』(1998年11月)16頁。

余の一部留保が認められてきたが、「新旧契約者の利益相反」をいかに調整するかは、今後とも基本的な課題である。配当の公正・衡平性を実現するプロセスのなかで、常に検証し、改善していく必要があろう。

2.3. 生命保険会社の経営管理手法

現在、我が国では企業の経営管理の在り方に関し、コーポレート・ガバナンスの確立の必要性が強く指摘されており、生命保険事業においても、コーポレート・ガバナンスの確保とそのための経営管理手法の導入は重要な課題である。

従来、我が国の企業については、一般的に、債権者である銀行⁴⁹⁾が経営に大きく関与し、所有者たる株主は経営に実質的には関与せず、企業間の株式持ち合いの場合においては、事実上、株主企業は相互に経営に関与しないことが前提とされている。一方、経営者は、必ずしも株主価値の最大化を目標とした経営は行われていないとの指摘がなされている。こうした企業経営は、株主、債権者、顧客、経営者などのステーク・ホルダー（利害関係者等）の権利及び責任を不明確なものとしている。そこで、コーポレート・ガバナンスの視点からは、ステーク・ホルダーの権利及び責任の明確化が求められており、企業は経営情報を正確に提供しなければならない。

従来、我が国の会計制度においては、資産は原則として取得原価により評価され、時価評価の適用は限定的であった。また、株主軽視の経営が行われてきたことから、経営者はディスクロージャーの充実について必ずしも積極的であるとは言い難い状況にあり、制度的なディスクロージャー程度に留まっていた。このため、我が国では、株主などのステーク・ホルダーが企業の経営・財務の実態を正確に把握する手法は十分に整備されてこなかったと言えよう。そこで、コーポレート・ガバナンスの視点からは、経営者に対するモニタリング（監視・監督）手法の構築が求められている。

我が国の企業においては、経営者の報酬は従業員の報酬制度の延長線上にあり、株主価値向上の

成果との連動性には乏しい実態にある。そのため、報酬制度の面からは、経営者には株主価値の最大化に向けて意識的に取り組むインセンティブは必ずしも十分には働くおそれがある。そこで、コーポレート・ガバナンスの視点からは、経営者のインセンティブ・システムの構築が求められている。

以上のことから、生命保険事業の経営課題とこれに対応する経営管理手法について考察する⁵⁰⁾。

(1) 各種リスクへの対応

生命保険事業の経営に係るリスクは、一般的には次のように分類され（表IV）、我が国において

（表IV）生命保険事業の経営に係るリスク

リスクの種類	内 容
保険リスク	実際の保険事故の発生率が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
予定利率リスク	責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険
資産運用リスク	資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険
価格変動リスク	保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険
信用リスク	保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険
子会社等リスク	子会社等への投資その他の理由により発生し得る危険
オフバランス取引リスク	有価証券先物取引又は有価証券先渡取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険
経営管理リスク	業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、上記の危険に該当しないもの

（資料）「金融・経済構造の変革期における生命保険事業の動向に関する調査研究会」中間報告
(<http://www.japanpost.jp/pressrelease/japanese/kani/000616j401.html>, 2004.1.6現在)。

49) メインバンクシステムである。
参考文献: University of Pennsylvania, 149 U. Pa. L. Rev. 2083, June 2001, pp.3-11

50) 以下については「金融・経済構造の変革期における生命保険事業の動向に関する調査研究会」中間報告
(<http://www.japanpost.jp/pressrelease/japanese/kani/000616j401.html>, 2004.1.6現在) から要約したものである。

は、保険業法上、各種リスクに対応するための各種準備金の積立て及び生命保険事業の経営に係るリスク全体に対応するための経営管理指標としてソルベンシー・マージン比率の報告が義務づけられ、健全化の指標として注目されている。今後とも各種準備金及びソルベンシー・マージン比率に関する法的基準の充足が求められる。

(2) 資産・負債の総合管理

現在、生命保険会社の財務内容は、運用利回りと予定利率との逆さやの発生などにより、厳しい状況にあり、資産や負債を正確に把握するとともに、将来の収支のシミュレーションを行うことなどにより、資産と負債のリスクを総合的に管理する必要性が高まっている。

資産・負債の総合管理のための経営管理手法としては、ALM⁵¹⁾（資産・負債総合管理）、区分経理などがある。ALMについては、経営危機の未然防止の観点から、その運用を強化し、企業の総合的なリスク管理の徹底を図る必要があり、区分経理については、ALMの強化の前提として、生命保険機関の事業規模などに配慮しつつ、保険契約の種類ごとの区分経理を徹底する必要がある。

(3) 信頼性・信用力の向上

生命保険事業においては、顧客（保険契約者）をはじめ、各ステーク・ホルダーからの信頼・信用を確保することが、事業の成否の鍵になりつつある。

信頼性・信用力の向上のための経営管理手法としては、ディスクロージャーの強化、時価評価、保険計理人の職務の明確化などがある。

ディスクロージャーの強化は、1979年に生命保険協会が業界の自主基準としてディスクロージャーの統一基準を設定し、以降、適宜、その見直しが行われ、1998年の改正保険業法によりディスクロージャー項目の法定がなされたが、引き続き、一層の強化が望まれる。強化の一環として、例えば経

51) 茶野努『予定利率引下げ問題と生保業の将来』（東洋経済新報社、2002年）17頁。生命保険会社は保険数理的なリスクと財務的なリスクを総合的に管理する必要がある。ALM（Asset Liability Management）は収益の質を改善し支払能力を増大させる効果的な手段である。しかし、低金利への対応策はあくまで事前に有効な手段と考えられている。

営成績や期間損益のより的確な把握を重視した米国GAAP会計の手法を導入することが考えられる。

時価評価については、1998年の改正保険業法により、有価証券及び外貨建取引について、時価情報と評価損益の開示が義務づけられ、2000年度決算より国際会計基準との平仄を図る観点から、生命保険会社においても、金融商品の時価会計が導入され、売買目的で保有する有価証券、デリバティブなどが時価評価されることとなり、2001年度決算からはその他有価証券も時価で評価されている。

保険計理人の職務については、1996年の改正保険業法により、「責任準備金の数理的な裏付確認」「配当、剩余の分配の公正・衡平性の確認」が明記され、保険計理人は、これらを取締役会及び監督当局に報告することとされた。今後は、保険計理人の業務の実効性を確保する観点から、確認基準の一層の明確化、保険計理人の独立性の確保、保険計理人の責任の強化、保険計理人と取締役会の責任範囲の明確化などを図る必要がある。

(4) 経営体質の向上

生命保険機関の経営体質の向上を図る観点からは、経営責任の所在の明確化、経営への客観的知見の導入などが求められ、経営体質の向上のための経営管理手法としては、執行役員制度、社外役員制度、ストック・オプション制度などがある。

執行役員制度については、取締役会の大規模化による意思決定の遅延や形骸化を避け、意思決定の質を向上させるための方策として、金融機関においては、従来の取締役を全社的な経営意思の決定責任者と各業務部門の責任者（執行役員）とに分離する制度の導入が進んでいる。社外役員制度については、コア・コンピタンスの強化及び新規分野への資源活用のため、専門的・客観的な知見の高まりにより、社内取締役のみでの経営判断には自ずと限界があることから、社外役員制度の導入が進んでいる。生命保険事業においてもIT戦略の構築など、意思決定の範囲の多様化・複雑化に対応するため、保険業務以外の専門的・客観的な知見の必要性が高まっている。

ストック・オプション制度については、1997年の改正商法により、ストック・オプション制度（あらかじめ決められた価格で自社の株式を購入

できる権利を従業員・役員に与える制度で、自社の株価の上昇を従業員・役員の利益に直接結びつけることによりインセンティブを持たせる仕組み)の法制化がなされたところである。ただし、相互会社の形態をとる生命保険会社については、現行制度上、その導入は困難であり、これに代わるインセンティブ制度を開発することが望まれる。

(5) 複数業態管理

生命保険業界においては、1996年の改正保険業法による生・損保の子会社形態による相互参入、業界間の参入促進、持株会社制度の導入のほか、近年、資産運用を行う子会社を設立する動きが活発化している。このような動きはグループ全体の経営力の向上を目的としており、グループ全体としての業績を評価するために複数業態管理の導入が不可欠である。1998年の改正保険業法により、連結財務諸表の開示が義務付けられたところであるが、今後、連結キャッシュ・フロー計算書の開示など、連結会計の更なる充実が求められる。

第3章 生命保険会社のディスクロージャー

3.1. ディスクロージャーと生命保険会社

ディスクロージャーは新聞、テレビなどマスコミだけでなくインターネットでも盛んに使われる言葉になっている。貿易・資本取引が活発に行われるようになった現在の市場経済社会においては、国際間の規制の壁を低くすることと同時に、情報の公開・開示が制度的に厳しく行われていることが必要となる。制度的ディスクロージャーは、正確・公正かつ一斉に行われなければならない。

商法においては、商人一般に対し公示制度とよばれる商業登記制度や貸借対照表等の公告制度を有しており、これは原始的なディスクロージャー制度といえる。証券取引法においては、証券市場における証券取引の公正さの担保を目的とした、株式の公開買付、株式の大量取得等の売買に関するディスクロージャーと、企業内容開示制度として強制的ディスクロージャー制度が規定されている。銀行や保険会社等の金融機関については、預金者や保険契約者の保護などを目的として、銀行法や保険業法に基づく行政的監督を受けることとなっており、特別なディスクロージャー制度が設けられている。

日本企業のディスクロージャーを考えると、海外で積極的に資金調達を行っている企業は少なく、そのためディスクロージャーは、進んでいないと考えられる。殆どの企業は日本国内で法的に定められている以上のディスクロージャーを行ってはいない⁵²⁾。

相次ぐ生保破綻で生命保険会社に対する顧客の信頼回復が議論される中、生保の解約・失効は止まらない。これらのことから契約者が生命保険会社に不信感を持っている事実がうかがえる。この背景には、情報開示不足があると考える。例えば、契約者の死亡率が契約時に見込んだ予定死亡率を下回って生じる死差益や契約当時の予定事業費率と実際にかかった事業費率との差である費差益は利益の項目であるが、顧客には開示していない⁵³⁾等である。ディスクロージャーによって、経営の透明性が高まるとともに、社会からの評価にさらされることで、より一層の経営努力がはらわれることを期待しているのである。

生命保険会社は、保険業法第111条(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)で、広く公衆に対して経営情報を開示する旨定められている。その開示内容は、どのような事業を行っているのか、経営内容や財務状況はどうなっているのか、どんな保険商品やサービスがあるのか、などである。たとえば、自分の契約している生命保険会社の経営状態は、現在、どうなっているのか、今後の経営方針はどのようになっているのかなどを知っておくことは大変重要である。そのためにもより一層のディスクロージャーが必要であると考えられる。

生命保険会社のディスクロージャーを論じる場合には、3つの論点があると思われる。まず第1は、生命保険会社そのものの経営内容についての情報開示である。生命保険会社がどのような事業を行っていて経営内容や財政状態がどうなっているのかを示すものである。

第2は、保険契約に関する情報開示である⁵⁴⁾。

52) 岡田依里『日本の会計と会計環境—国際的調和化の視点から』(同文館、1999年) 52頁～65頁。

53) 『日本経済新聞』2003年11月28日。外資系生保の一部は開示しており大手生保も開示の拡充が急務である。

54) 江澤雅彦『生命保険会社による情報開示』(成分堂、2002年) 参照。生命保険会社の情報開示に関する諸問題を論じている文献である。

これは、生命保険会社が主として一般の消費者に対し、どのような保険商品やサービスを提供しているかを示すものである。

第3は、資産運用機関としての情報開示である。生命保険会社は保険契約者から預かった保険料の運用機関だけではなく、実態としては信託銀行や投資顧問会社のように年金基金などに対し資産運用サービスを提供している。運用機関は年金基金などの顧客に対し、資産運用の哲学や投資方針、リスクと期待リターンなどについて開示する必要がある。以上の3つのディスクロージャーはいずれも重要なテーマではあるが、それぞれが完全に独立したものではなく、相互の情報に対し重要に関係し合っている。

一般的にディスクロージャーを論じる場合には利害関係調整の視点から論じる場合と意思決定有用性から論じる場合がある。一般企業のディスクロージャーは、株式会社を前提として論を展開している。生命保険会社においては生命保険会社特有の会社形態である相互会社と株式会社が併存しており、第1章、第2章で論じたように企業形態の差異から同様な条件でディスクロージャーを論じるにはいささか無理があるようになる。ディスクロージャーを利害関係調整の視点や意思決定有用性から論じる場合は、利潤の最大化を目指す企業が危険な企業行動を選択するのを阻止するべく外圧的な要因があると考えられる。一方、コーポレート・ガバナンスから論じる場合は、利潤安定化をめざす企業による効率性の追求が軽視され経営者の機会主義的行動を回避する内圧的な要因があると考える。ただ、どちらの論点から論じてもディスクロージャーの必要性は不可欠であり、利害関係調整や意思決定有用性やコーポレート・ガバナンスといった論点は複雑に影響しあっていると考える。

3.2. 生命保険会社のディスクロージャーの現状

生命保険会社のディスクロージャーは、主として『〇〇生命の現状』『決算（事業）のお知らせ』『決算（事業）のご報告』といった名称等のディ

55) 生命保険協会ホームページ「生命保険会社のディスクロージャー虎の巻2002年版」
(<http://www.seiho.or.jp/publication/pdf/tora2002/tora.pdf>, 2002.2.4現在) 参照。

スクロージャー誌を通じて行われている⁵⁵⁾。生命保険会社には、年1回の決算が義務付けられているが（保険業法第109条、第110条）、毎年の決算後、ディスクロージャー誌を作成し、契約者や消費者が情報を得られるようにしている⁵⁶⁾。最近では会社のホームページでの開示も進んでおり、ディスクロージャー誌に加え、インターネットを活用してのディスクロージャーにも各社積極的に取り組んでいる。

ディスクロージャー誌の中身はとても範囲が広く、財産や収支の状況といった財務内容にとどまらず、経営内容や組織、商品・サービスの内容など、企業活動全般を判断するために必要な情報にまでおよんでおり、ディスクロージャー誌の主な項目は以下のとおりとなっている⁵⁷⁾。

会社の概況…沿革、組織、店舗網、総代関係、
役員・従業員関係など
業務の内容…主要な業務の内容、経営方針
事業の概況…営業職員・代理店教育、商品一覧、
公共福祉活動など
財産の状況…計算書類、不良債権の状況、ソル
ベンシー・マージン比率、時価情報など
業務の状況…決算業績の概況、契約増加率等の
指標、資産運用の概況など
会社の運営…リスク管理の体制、法令遵守の体
制、個人データ保護について

3.3. ディスクロージャー充実への取り組み

ディスクロージャーに関する規定が定められたのは、平成7年の保険業法改正時であるが、生命保険協会では、昭和54年に業界統一の「ディスクロージャー開示基準」を定め毎年見直しを行っており、開示内容の充実を図っている。平成10年金融システム改革法成立に伴って保険業法施行規則の中で具体的な開示項目が定められることとなった。開示基準は、法令で定められた開示項目の他、自主的に開示すべきと判断した項目を加えた内容となっており、開示項目の様式も統一しておいた方が比較検討しやすいと考え、「ディスクロージャー要綱様式モデル」を作成している⁵⁸⁾。なお、生命保険協会が作成している「ディスクロージャー

56) 生命保険協会ホームページ 前掲・注(55)。

57) 生命保険協会ホームページ 前掲・注(55) 3頁。

58) 生命保険協会ホームページ 前掲・注(55)。

開示基準」は、生命保険各社に強制されるものではなく、この開示基準にない項目を開示することを妨げるものではない。

生命保険業界ではディスクロージャーの充実を図るために、毎年、開示基準および要綱様式モデルの内容を見直している。平成12年度決算では、金融商品の時価会計への対応、「ソルベンシー・マージン比率」の計算基準の見直しや「基礎利益」を新たに開示するなどの見直しを行い、平成13年度決算においても、「ソルベンシー・マージン比率」の内訳を全ての生命保険会社で開示するなどの改訂を行っている⁵⁹⁾。さらに、契約者や消費者の理解が一層深まるよう、生命保険各社のディスクロージャー誌において、基礎利益やソルベンシー・マージン比率といった代表的な経営指標等をわかりやすく解説するなど、ディスクロージャーの充実に努めている。

生命保険会社のディスクロージャーは、従来の自主的な開示から法令に基づいた開示への進展は評価できる。しかし、開示基準はあくまでも最低限の開示項目を定めたものであるので開示項目が充分とは言えない。日本版ビッグバンによる規制緩和の進展によって、これまでにも増して、契約者の自己責任が問われるようになってきている現在、より一層のディスクロージャーが必要であると考えられる。

むすび

本稿では、生命保険会社の金融リスクを取り上げ、コーポレート・ガバナンスの視点を踏まえ、生命保険事業における経営課題とこれに対応する管理手法であるディスクロージャーについて考察してきた。コーポレート・ガバナンスの観点からディスクロージャーの強化が必要であると考えられる。

生命保険業界は、長引く超低金利や金融環境の激変から生命保険会社の破綻に陥るなど各種リスクからの防止策が緊急の課題となっている。業界全体としては生命保険会社を守るためのセーフティ・ネットの構築等進められている。各生命保険会社ではコーポレート・ガバナンスの観点から経営管理手法、リスク管理の見直しが必要である。生命保険会社の企業形態である相互会社形態と株式会社形態に潜む根源的なコーポレート・ガバナンス上の論点がある。エージェンシー理論をはじめとする論点は今後に残された研究課題である。

今後の展開として生命保険会社の資産負債等のリスク問題、資産負債管理（ALM）、資産運用問題、について言及していく。特に生命保険会社のALM・リスク管理は一般企業に比べて非常に複雑な特性を持っている⁶⁰⁾。この特性は生命保険会社のリスク管理に多大な影響をあたえていると考えるので、特に重要な問題であると考えられる。

（2004年1月8日受付）
（2004年2月6日受理）

59) 生命保険協会ホームページ 前掲・注（55）。

60) 小川英治 前掲・注（29）17頁。生命保険会社が販売する商品は多種多様でかつ長期にわたる予定期率を保証しているうえ、保険解約といったオプション性も有しているなど非常に複雑な特性を持っていることがあげられている。